番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
261	27355-22-2	四・五・六・七―テトラクロロイソベンゾフラン―ー(三H)―オン(別名 フ サライド)	
262	_	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC———二)	
263	118-75-2	ニ・三・五・六―テトラクロロ―パラ―ベンゾキノン	***************************************
264	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	·
265	79538-32-2	ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル=(Z)―三―(二― クロロ―三・三・三―トリフルオロ―ー―プロペニル)―二・二―ジメチル シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)	
266	59669-26-0	三・七・九・一三―テトラメチル―五・一―ジオキサ―二・八・一四―トリ チア―四・七・九・一二―テトラアザペンタデカ―三・一二―ジエン―六・ 一〇―ジオン(別名 チオジカルブ)	
267	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チラウム又はチラム)	
268	505-32-8	三・七・一一・一五一テトラメチルーーへキサデセンー三一オール(別名 イソフィトール)	
269	100-21-0	テレフタル酸	
270	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	
271		銅水溶性塩(錯塩を除く。)	<u> · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>
272	112-53-8	一―ドデカノール(別名 ノルマル―ドデシルアルコール)	
273	25103-58-6	ターシャリードデカンチオール	
	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	
	112-57-2	三・六・九―トリアザウンデカン―ー・ーー―ジアミン	
	121-44-8	トリエチルアミン	
277	112-24-3	トリエチレンテトラミン	
278	71-55-6	ー・ー・ーートリクロロエタン	
279	79-00-5	ー・ー・ニートリクロロエタン	
280	79-01-6	トリクロロエチレン	
281	76-03-9	トリクロロ酢酸	
282	108-77-0	二・四・六―トリクロロ―一・三・五―トリアジン	
283		トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC—一一三)	,
284	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	
285	55335-06-3	(三・五・六―トリクロロ―ニ―ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	
	88-06-2	ニ・四・六ートリクロロフェノール	
287	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC———)	
288	96-18-4	ー・ニ・三―トリクロロプロパン	
289	-	トリクロロベンゼン	
290	2451-62-9	ー・三・五―トリス(二・三―エポキシプロピル)―一・三・五―トリアジン― 二・四・六(一H・三H・五H)―トリオン	
291	102-82-9	トリブチルアミン	
292	1582-09-8	アルファ・アルファートリフルオロ—ニ・六—ジニトロ—N・N—ジ プロピル—p—トルイジン(別名トリフルラリン)	
293	118-79-6	ニ・四・六―トリブロモフェノール	
294	3452-97-9	三・五・五―トリメチル―――ヘキサノール	
295	95-63-6	一・二・四一トリメチルベンゼン	
296	108-67-8	一・三・五―トリメチルベンゼン	
297	26471-62-5	トリレンジイソシアネート	
298	: <u>,</u>	トルイジン	
299	108-88-3	トルエン	
		トルエンジアミン	
	91-20-3	ナフタレン	
	3173-72-6	一・五一ナフタレン=ジイソシアナート	
303	7439-92-1	鉛	
304		鉛化合物	0
	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム	
306	7440-02-0	ニッケル	
307	-	ニッケル化合物	O
	139-13-9	ニトリロ三酢酸	
	91-23-6	オルト―ニトロアニソール	
	88-74-4	オルトーニトロアニリン	
	55-63-0	ニトログリセリン	
	100-00-5	パラ—ニトロクロロベンゼン	
		オルト―ニトロトルエン	
	98-95-3	ニトロベンゼン	
315	75-52-5	ニトロメタン	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
316	75-15-0	二硫化炭素	
317	143-08-8	――ノナノール(別名 ノルマル―ノニルアルコール)	
318	25154-52-3	ノニルフェノール	
319	-	バナジウム化合物	
320	3618-72-2	五′[N·Nビス(ニアセチルオキシエチル)アミノ]ニ′(ニブ	
320	3010-72-2	ロモ―四・六―ジニトロフェニルアゾ)―四′ ―メトキシアセトアニリド	
321	1014-70-6	二・四―ビス(エチルアミノ)―六―メチルチオ―一・三・五―トリアジン	
322	101-90-6	(別名シメトリン) ー・三―ビス[(ニ・三―エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	
323	10380-28-6	ビス(ハーキノリノラト)銅(別名オキシン銅又は有機銅)	
324	74115-24-5	三・六―ビス(ニ―クロロフェニル)――・二・四・五―テトラジン(別名クロフェンチジン)	
325	782-74-1	ー・ニービス(ニ-クロロフェニル)ヒドラジン	
326	137-30-4	ビス(N·N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	
327	64440-88-6	ビス(N・N-ジメチルジチオカルバミン酸)N・N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	
328	80-43-3	ビス(ーーメチルーーーフェニルエチル)=ペルオキシド	
329	95465-99-9	S·S-ビス(ー-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)	
330	_	砒素及びその無機化合物	C
331	302-01-2	ヒドラジン	
332	99-76-3	四一ヒドロキシ安息香酸メチル	
333	103-90-2	N-(四-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	
334	123-31-9	ヒドロキノン	
	100-40-3	四―ビニル―ー―シクロヘキセン	
336	100-69-6	ニービニルピリジン	
337	88-12-0	N-ビニル-ニーピロリドン	
338	92-52-4	ビフェニル	
339	110-85-0	ピペラジン	
340	110-86-1	ピリジン	
341	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	
	96-09-3	フェニルオキシラン	
343	100-63-0	フェニルヒドラジン	
344	90-43-7	ニーフェニルフェノール	
345	941-69-5	Nーフェニルマレイミド	-
346	_	フェニレンジアミン	
347	108-95-2		
347		フェノール 三フェノキシベンジル=三(ニ・ニジクロロビニル)ニ・ニジメ	
348	52645-53-1	チルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)	
349	106-99-0 131-17-9	一・三―ブタジエン	0
350 351		フタル酸ジアリル	
	84-66-2 84-74-2	フタル酸ジエチル	
	84-74-2 117-81-7	フタル酸ジノルマルブチル フタル酸ビス(ニエチルヘキシル)	
	85-68-7	フタル酸こス(エチルヘキンル) フタル酸ノルマルブチル=ベンジル	
	00-00-7	フタル酸フルマルフチル=ヘンシル ニーターシャリブチルイミノ三イソプロピル五フェニルテトラヒ	
355	69327-76-0	ドロ―四H―一・三・五―チアジアジン―四―オン(別名ブプロフェジン)	
356	112410-23-8	N—ターシャリ—ブチル—N'—(四—エチルベンゾイル)—三·五—ジメ チルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)	
357	2426-08-6	ノルマルーブチルーニ・三一エポキシプロピルエーテル	
358	1/804-35-2	N—[一—(N—ノルマル—ブチルカルバモイル)—一H—二—ベンゾイミ ダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	
359	128-37-0	二・六―ジ―ターシャリ―ブチル―四―クレゾール	
360	122008-85-9	ニ・六―ジ―ターシャリ―ブチル―四―クレゾール ブチル=(R)―ニー[四―(四―シアノ―ニ―フルオロフェノキシ)フェノ キシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	
361	80060-09-9	ー―ターシャリ―ブチル―三―(二・六―ジイソプロピル―四―フェノキシ フェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)	
362	19666-30-9	五ーターシャリーブチルー三ー(二・四ージクロロー五ーイソプロポキシ フェニル)ーー・三・四ーオキサジアゾールーニ(三H)ーオン(別名 オキ サジアゾン)	
363	134098-61-6	ターシャリ—ブチル=四—[[[(ー・三—ジメチル—五—フェノキシ—四— ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名フェンピロ キシメート)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
364	75-91-2	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	
365	2312-35-8	二―(四―ターシャリ―ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=二―プロピニ	
266	96-76-4	ル=スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS) ニ・四-ジ-ターシャリーブチルフェノール	
366 367	89-72-5	<u> </u>	V
368	98-54-4	四一ターシャリーブチルフェノール	
		ニーターシャリーブチルー五一(四一ターシャリーブチルベンジルチオ)	
369	96489-71-3	—四—クロロ—三(二H)—ピリダジノン(別名ピリダベン)	
370	119168-77-3	N(四ターシャリブチルベンジル)四クロロ三エチル メチルピラゾール五カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	
371	95-31-8	N(ターシャリブチル)ニベンゾチアゾールスルフェンアミド	
372	88-60-8	ニーターシャリーブチルー五ーメチルフェノール	<u></u>
373	25013-16-5	ニーターシャリーブチル―四―メトキシフェノール及び三―ターシャリ― ブチル―四―メトキシフェノールの混合物	
374	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	
375	4170-30-3	ニーブテナール	
376	23184-66-9	Nーブトキシメチルーニークロローニ'・六'ージエチルアセトアニリド (別名 ブタクロール)	
377	110-00-9	フラン	
378	12071-83-9	N·N' —プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロピネブ)	
379	107-19-7	ニープロピン―ーーオール	
380	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン—一二一一)	
381	75-27-4	ブロモジクロロメタン	
382	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン―一三〇一)	
383	314-40-9	五―ブロモ―三―セカンダリ―ブチル―六―メチル―ー・二・三・四―テトラヒドロピリミジン―ニ・四―ジオン(別名 ブロマシル)	
384	106-94-5	ーーブロモプロパン	
385	75-26-3	ニ―ブロモプロパン	0
386	74-83-9	ブロモメタン(別名臭化メチル)	
387	13356-08-6	ヘキサキス(ニーメチル―ニ―フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)	
388	115-29-7	六・七・八・九・一0・一0—ヘキサクロロ—一・五・五a・六・九・九a—ヘキサヒドロ—六・九—メタノ—ニ・四・三—ベンゾジオキサチエピン=三—オシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	
391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	
	110-54-3	ノルマルーヘキサン	
	135-19-3	ベタナフトール	
394	1763-23-1	ヘプタデカフルオロオクタン---スルホン酸(別名_PFOS)	
395		ベリリウム及びその化合物	0
396	_	ペルオキソニ硫酸の水溶性塩	
	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	0
	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	
	100-52-7	ベンズアルデヒド	
	71-43-2	ベンゼン	0
401	552-30-7	ー・ニ・四―ベンゼントリカルボン酸ー・二―無水物 ニ―(ニ―ベンゾチアゾリルオキシ)―N―メチルアセトアニリド(別名メ	
	73250-68-7	フェナセット)	
	119-61-9	ペングフェノン	
404 405	87 - 86-5 -	ペンタクロロフェノール ほう素化合物	
		はつ素化音物 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	
407		ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が一二	
400		から一五までのもの及びその混合物に限る。)	
	9036-19-5 9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	
		ポリ(オキシエチレン)=トナンルエーナル侃骸エスナルナトリウムポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	
		<u>ホリ(オ キンエテレン) ーノールフェールエー アル</u> ホルムアルデヒド	0
411	_	マンガン及びその化合物	
	85-44-9	無水フタル酸	
	108-31-6	無水マレイン酸	
	79-41-4	メタクリル酸	
			···

番号	CAC##		特定第一種
	CAS番号	物質名	指定化学物質
416	688-84-6 106-91-2	メタクリル酸ニーエチルヘキシル	
417	2867-47-2	<u> メタクリル酸二・三―エポキシプロピル</u> メタクリル酸二―(ジメチルアミノ)エチル	
419	97-88-1	メタクリル酸――(ングアルグミグ)エアル	
420	80-62-6	メタクリル酸メチル	
421	89269-64-7	(Z)—二′ ―メチルアセトフェノン=四・六―ジメチル—二―ピリミジニル	
422	74-89-5	<u> ヒドラゾン(別名フェリムゾン)</u> メチルアミン	
423	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	
424	2631-40-5	N—メチルカルバミン酸ニ—イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	
425	1563-66-2	N—メチルカルバミン酸二・三—ジヒドロ—二・二—ジメチル—七—ベンゾ [b]フラニル(別名カルボフラン)	
426	63-25-2	N-メチルカルバミン酸ーナフチル(別名カルバリル又はNAC)	
427	3766-81-2	N—メチルカルバミン酸ー—ナフチル(別名カルバリル又はNAC) N—メチルカルバミン酸ニ—セカンダリ—ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)	
428	100784-20-1	メチル=三―クロロ―五―(四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルカルバ モイルスルファモイル)—ー―メチルピラゾール―四―カルボキシラート (別名ハロスルフロンメチル)	
429	173584-44-6	メチル=(S) ー七ークロローニ・三・四a・五ーテトラヒドローニー[メトキ シカルボニル(四ートリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ [ー・ニーe][ー・三・四]オキサジアジンー四aーカルボキシラート(別名	
430	33089-61-1	インドキサカルブ) 三―メチル―一・五―ジ(二・四―キシリル)―一・三・五―トリアザペンタ ―一・四―ジエン(別名アミトラズ)	
431	131860-33-8	メチル=(E)ーニー(ニー[六ー(ニーシアノフェノキシ)ピリミジンー四ーイ	
432	144-54-7	ン) N	
		N—メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム) メチル—N´・N´ —ジメチル—N—[(メチルカルバモイル)オキシ]——	
433	23135-22-0	<u>―チオオキサムイミデート(別名 オキサミル)</u> メチル=ニ―(四・六―ジメトキシ―ニ―ピリミジニルオキシ)―六―「ー	
434	136191-64-5	―(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)	
	98-83-9 3268-49-3	アルファーメチルスチレン 三-メチルチオプロパナール	
437	-	<u>ー アナルナオフロバナール</u> メチルナフタレン	
	108-99-6	三―メチルピリジン	
	80-15-9	ーーメチルーーーフェニルエチル=ヒドロペルオキシド	
440	88-85-7	ニー(ーーメチルプロピル)ー四・六ージニトロフェノール	
441	55814-41-0	ニーメチルーNー[三一(ーーメチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別 名メプロニル)	
442	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)	
443		ノニル) ハーメチルノナンーーーオール	
444	141517-21-7	メチル= (E) - メトキシイミノー{(E) - アルファー[ーー(アルファ・アルファ・アルファートリフルオローメタートリル)エチリデンアミノオキシ]ーオルトートリル}アセタート(別名 トリフロキシストロビン)	
445	142200-00-0	メチル=(E)ーメトキシイミノ[アルファー(オルトートリルオキシ)ーオルト	
	674-82-8	ートリル]アセタート(別名 クレソキシムメチル) 四ーメチレンオキセタンーニーオン	
	<u> 101-77-9 </u>	四・四′メチレンジアニリン	
	5124-30-1	メチレンビス(四・一―シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	
449	101-68-8	メチレンビス(四・一―フェニレン)=ジイソシアネート	
450	10004 00 4	三ー(メトキシカルボニルアミノ)フェニル=三'ーメチルカルバニラート(別 名 フェンメディファム)	
		N—(六—メトキシ—ニ—ピリジル)—N—メチルチオカルバミン酸O—三 —ターシャリ—ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	
	120-71-8	ニーメトキシ―五―メチルアニリン	
	149-30-4	ニーメルカプトベンゾチアゾール	
454 -	- -	モリブデン及びその化合物	
		ニー(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	
		モルホリン	
		りん化アルミニウム	
-100 JC	,_ 10 1	りん酸ジメチル=ニ・ニ―ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
459	78-42-2	りん酸トリス(ニ―エチルヘキシル)	
460	115-96-8	りん酸トリス(ニ―クロロエチル)	
461	1330-78-5	りん酸トリトリル	
462	115-86-6	りん酸トリフェニル	
463	126-73-8	りん酸トリ―ノルマル―ブチル	

^{※「}溶解性」とは、「常温で中性の水に対し1質量%以上溶解すること」をいう。

第二種指定化学物質の候補リスト

番号	CAS番号	物質名
1	60-35-5	アセトアミド
2	104-94-9	パラーアニシジン
3	181587-01-9	五―アミノ―ー―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル)―四―エチルスルフィニル―-H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名 エチプロール)
4	61-82-5	三―アミノ―一H―一・二・四―トリアゾール(別名アミトロール)
5	6375-47-9	三′ ―アミノ―四′ ―メトキシアセトアニリド
6	93-15-2	四-アリルジメトキシベンゼン
7	68955-20-4	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物に限る。)
8	51-79-6	ウレタン
9	103-69-5	N-エチルアニリン
10	834-12-8	ニ―エチルアミノ―四―イソプロピルアミノ―六―メチルチオ―一・三・五―トリアジン(別 名アメトリン)
11	13684-56-5	エチル=三一フェニルカルバモイルオキシカルバニラート(別名 デスメディファム)
12	82558-50-7	N-[三-(ー-エチルメチルプロピル)・ニーオキサゾール-五-イル]-ニ・ 六-ジメトキシベンズアミド(別名 イソキサベン)
13	2593-15-9	五-エトキシ- 三-トリクロロメチル-・二・四-チアジアゾール(別名エクロメゾール)
14	26447-14-3	ー・ニーエポキシー三ートリルオキシプロパン
15	80-51-3	四・四′ ―オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
16	107-20-0	クロロアセトアルデヒド
17	116714-46-6	(RS)[三-クロロー四-(ー・ー・ニートリフルオローニートリフルオロメトキシエト キシ)フェニル]-三-(ニ・六-ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名 ノバルロン)
18	126-07-8	(二S・四'R) - 七 - クロローニ'・四・六 - トリメトキシー四' - メチルスピロ「ベンゾ[b] フランーニ(三H)・三' - (シクロヘキサーー' - エン)]ー三・六' - ジオン(別名 グリセオフルビン)
19	90-13-1	ーークロロナフタレン
		酢酸ベンジル
20	140-11-4	
21	94-59-7	サフロール (S)-アルファーシアノー三-フェノキシベンジル=(S)-ニー(四-クロロフェニル)-
22	66230-04-4	(S)ーアルファーシアノーニーフェノキシペンシルー (S)ーニー(四一クロロフェール)ー 三ーメチルブチラート(別名 エスフェンバレレート) アルファーシアノ―四―フルオロ―三―フェノキシベンジル=三―(ニ・ニ―ジクロロビニ
23	68359-37-5	ル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名 シフルトリン)
24	156-60-5	トランス―一・ニ―ジクロロエチレン
25	79-43-6	ジクロロ酢酸
26	83121-18-0	――(三·五―ジクロロ―ニ·四―ジフルオロフェニル)―三―(二·六―ジフルオロベンゾ イル)尿素(別名テフルベンズロン)
27	118-52-5	一・三―ジクロロ―五・五―ジメチルイミダゾリジン―二・四―ジオン
28	82692-44-2	ニ―[四―(ニ・四―ジクロロ―m―トルオイル)―一・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキ シ]―四―メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)
29	611-06-3	二・四―ジクロロ―ー―ニトロベンゼン
30	56-75-7	ニ・ニ―ジクロロ―N―[ニ―ヒドロキシ―ー―(ヒドロキシメチル)―ニ―(四―ニトロフェ ニル)エチル]アセトアミド(別名クロラムフェニコール) Nー(ニ・三ージクロロー四ーヒドロキシフェニル)ーーーメチルシクロヘキサンカルボキサ
31	126833-17-8	ミド(別名 フェンヘキサミド)
32	60168-88-9	ニ・四'―ジクロロ―アルファ―(五―ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール(別名フェナリモル)
33	79983-71-4	ニ―(ニ・四―ジクロロフェニル)―――(―H――・ニ・四―トリアゾール―――イル)―二 ―ヘキサノール(別名ヘキサコナゾール)
34	120-36-5	(RS)-ニー(ニ・四ージクロロフェノキシ)プロピオン酸(別名 ジクロルプロップ)
35	120-83-2	二・四一ジクロロフェノール
	96-23-1	ー・三―ジクロロ―ニ―プロパノール
	103055-07-8	(RS)[ニ・五-ジクロロー四-(ー・ー・ニ・三・三・ニーヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-三-(ニ・六-ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名 ルフェヌロン)
38	612-83-9	三・三'ージクロロベンジジンニ塩酸塩
39	1937-37-7	ジナトリウム=四―アミノ―三―[四'—(二・四―ジアミノフェニルアゾ)―ー・ー'―ビフェニル―四―イルアゾ]―五―ヒドロキシ―六―フェニルアゾ―ニ・七―ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック三十八)
40	6459-94-5	ジナトリウム=八―(三・三′―ジメチル―四′―[四―[(p―トリル)スルホニルオキシ] フェニルアゾ]―ー・ー′―ビフェニル―四―イルアゾ)―七―ヒドロキシ―ー・三―ナフタ レンジスルホナート(別名CIアシッドレッド百十四)

番号	CAS番号	物質名
41	97-02-9	二・四一ジニトロアニリン
42		ジニトロナフタレン
43	99-65-0	メタージニトロベンゼン
44	51-52-5	ニ・三―ジヒドロ―六―プロピル―ニ―チオキソ―四(一H)―ピリミジノン(別名プロピル チオウラシル)
45	106-93-4	ー・ニ―ジブロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)
46	110-52-1	一・四―ジブロモブタン
47	96-13-9	コ・三一ジブロモーーープロパノール
48	109-64-8	ー・三―ジブロモプロパン
49 50	103-50-4 87-59-2	ジベンジルエーテル ニ・三―ジメチルアニリン
51	569-64-2	ロー「アルファー「四ー(ジメチルアミノ)フェニル]ベンジリデン]シクロヘキサーニ・五ージ エンーーーイリデン]ジメチルアンモニウムクロライド(別名 マラカイトグリーン)
52	79-44-7	ジメチルカルバモイル=クロリド
53	3761-41-9	O・O-ジメチル-O-(三-メチル-四-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト
54	59536-65-1	(別名 メスルフェンホス) 臭素化ビフェニル(臭素数が二から五までのもの及びその混合物に限る。)
55	148-79-8	大系化とフェール(天系数が二から五よどのもの及びての混合物に限る。) ニー(チアゾールー四'ーイル)ベンズイミダゾール
56	62-55-5	エー・(デアノールー臼 ーイル)パンスイミヌノール
57	21564-17-0	ニー(チオシアナートメチルチオ)ーー・三ーベンゾチアゾール
58	119-12-0	チオりん酸O・O-ジェチル-O-(六-オキソーー-フェニルーー・六-ジヒドロ-三-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)
59	5598-13-0	チオリん酸O三・五・六トリクロロニピリジルO・Oジメチル(別名クロルピリ ホスメチル)
60	79-34-5	一・一・二・二―テトラクロロエタン
61	2429-74-5	テトラナトリウム=三・三' —[(三・三' —ジメトキシ—四・四' —ビフェニリレン)ビス(ア ゾ)]ビス(五—アミノ—四—ヒドロキシ—ニ・七—ナフタレンジスルホナート)(別名CIダイレ クトブル—十五)
62	558-13-4	テトラブロモメタン
63	84-15-1	オルトーテルフェニル
64	72-43-5	ー・ー・ーートリクロローニ・ニービス(四ーメトキシフェニル)エタン(別名 メトキシクロル)
65	14484-64-1	トリス(N·N—ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名 ファーバム)
66	75-25-2	トリブロモメタン(別名ブロモホルム)
67	1694-09-3	ナトリウム=三(N[四[(四[ジメチルアミノ]フェニル)(四[Nエチル[(三ス ルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル)メチレン]ニ・五シクロヘキサジエン イリデン]Nエチルアンモニオ)ベンゼンスルホナート(別名CIアシッドバイオレット四十 九)
68	132-27-4	ナトリウム=ー・ー′ ―ビフェニル―ニ―オラート
69	99-09-2	メターニトロアニリン
70	99-55-8	五一二トローオルトートルイジン
71	86-30-6	N—ニトロソジフェニルアミン
72 73	99-08-1 100-02-7	メターニトロトルエン パラーニトロフェノール
74	12174-11-7	パリゴルスカイト(別名 アタパルジャイト)
75	77-09-8	三・三・ビス(四・ヒドロキシフェニル)ー・・三・ジヒドロイソベンゾフランーー・オン(別 名 フェノールフタレイン)
76	553-26-4	四・四′ービピリジル
77	55179-31-2	ーー(四―ビフェニリルオキシ)―三・三―ジメチル―ー―(ーH―一・二・四―トリアゾー ル―ー―イル)―ニ―ブタノール(別名ビテルタノール)
78	156-43-4	パラフェネチジン
79	84-61-7	フタル酸ジシクロヘキシル
80	1120-71-4	一・三―プロパンスルトン N―プロピル―N―[二―(二・四・六―トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール―ー―カ
81	67747-09-5	ルボキサミド(別名プロクロラズ)
82	106-95-6 67-72-1	三―ブロモ―ー―プロペン(別名 臭化アリル)
83 84	77-47-4	ヘキサクロロエタン ヘキサクロロシクロペンタジェン
		へイックロロンクロベンテンエン ー・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビシクロ[ニ・ニ・ー]―五―ヘプテン―ニ・三―ジカル
85 86	115-28-6 57-09-0	ボン酸(別名クロレンド酸) へキサデシルトリメチルアンモニウム=ブロミド
		エーベンジルー三ーフリルメチル=(一RS)ーシスートランスーニ・ニージメチルー三ー
87	10453-86-8	(ニーメチルプロパーーーエニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名 レスメトリン)

番号	CAS番号	物質名
88	106-51-4	パラーベンゾキノン
89	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)
90	3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム
91	100-61-8	N—メチルアニリン
92	2439-01-2	六―メチル―一・三―ジチオロ[四・五―b]キノキサリン―二―オン
93	60-34-4	メチルヒドラジン
94	82657-04-3	ニーメチル―ー・ー´ ―ビフェニル―三―イルメチル=(Z)―三―(ニ―クロロ―三・三・ 三―トリフルオロ―ー―プロペニル)―ニ・ニ―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ビフェントリン)
95	10605-21-7	メチル=ベンズイミダゾールーニーイルカルバマート(別名 カルベンダジム)
96	101-61-1	四・四′ ―メチレンビス(N·N―ジメチルアニリン)
97	6864-37-5	四・四′ ―メチレンビス(ニ―メチルシクロヘキサンアミン)
98	10034-93-2	硫酸ヒドラジン
99	1241-94-7	りん酸ニーエチルヘキシル=ジフェニル
100	2528-36-1	りん酸ジ―ノルマル―ブチル=フェニル

^{※「}溶解性」とは、「常温で中性の水に対し1質量%以上溶解すること」をいう。

PRTR 及び MSDS 対象化学物質の選定基準の詳細

今回の化管法対象物質の具体的な選定基準は、一部の選定方法の詳細について合同会合における議論等を踏まえて補正した上で、前回答申のものを引き続き採用した。今回の化管法対象物質の見直しにおける有害性・ばく露情報の選定基準の詳細は以下のとおり(下線部は、選定基準の時点修正及び前回答申で記載していない事項の明確化等を行ったものを示す)。

1. 有害性の範囲

前回答申における選定基準を引き続き採用し、一部の選定基準の時点修正及び選定基準の詳細の明確 化等を行った。

発がん性

前回答申の情報源を利用し、具体的にクラス1、2の判定に用いた情報は表1のとおりである。

クラス	評価方法	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日産衛
1	ヒト発がん性あり	1	A、CaH、	1	<u>K</u>	A1	1
	(1機関以上)		<u>K</u>				
2	ヒト発がん性の疑い	2A、2B	B1、B2、	2	<u>R</u>	A2, A3	2A、2B
	が強い (IARC で 2A		<u>L</u>				
	又は 2B 又は複数機						
	関)						_

表1. 発がん性の分類

前回答申と同様に IARC を優先的な情報源とし、IARC で 2A、2B とされたものは、他の機関が「ヒト発がん性の疑いが強い」と評価していない場合でもクラス 2 とした。また、EPA、NTP におけるクラスの記載方法の変更に伴い、クラス1 に EPA の CaH、K を追加し、NTP の 1 を K に修正した。さらに、2 ラス 2 に EPA の L を追加し、NTP の 2 を R に修正した。このほか、IARC のドラフト版は情報源として不採用とした。

<参考: EPA 及び NTP で追加されたランクの定義>

EPA

CaH: ヒト発がん性である

K: ヒト発がん性が知られている

L: ヒト発がん性である可能性が高い

NTP

K : ヒトに対して発がん性があることが知られている物質R : 合理的にヒト発がん性があることが懸念される物質

変異原性

前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、具体的にクラス 1 の判定に用いた情報は表 2 のとおりである。

表 2. 変異原性の分類

	スコ・
	変異原性
(1)	in vivo 試験において陽性であるもの。
(2)	細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞
	を用いる染色体異常試験が陽性であるもの。
(3)	ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D20値が 0.01 mg/ml 以下であり、かつ、細菌を用い
	る復帰突然変異試験が陽性であるもの。
(4)	細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞
	を用いる染色体異常試験の D₂0値が 0.1 mg/ml 以下であるもの。なお、気体または揮発性物質 │
	については低濃度において陽性を示すもの。
(5)	異なるエンドポイント(遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA損傷性)をみる in vitro
	試験のいくつかにおいて明確に(低濃度での陽性や多数の試験での陽性など)陽性の結果が得
	られている等により、(1)~(4)と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの。

前回答申と同様に、in vivo 試験が陽性の場合はこれを採用し、また、陰性の場合でも、表 2 の (2)、 (3)、(4) に該当する場合は、クラス 1 とした。ただし、ビスフェノール A 型エポキシ樹脂は、個別物質に対する指摘に基づき、クラス外に修正した。また、in vivo 試験が陰性の場合は、表 2 の (5) に該当しても原則としてクラス外とした。

経口慢性毒性

前回答申、GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 及び食品安全委員会評価書、JMPR、JECFA の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表 3 のとおりである。

表3. 経口慢性毒性の分類

	T		•		
クラス	経口慢性毒性				
	水質基準値(WHO、 EPA、日本)	IRIS等		農薬	
	(mg/L)	NOAEL(NOEL) (mg/kg/day)	LOAEL(LOEL) (mg/kg/day)	ADI (mg/kg/day)	
1	0.001以下	0.01 以下	0.1 以下	0.0001以下	
2	0.01 以下	0.1以下	1以下	0.001以下	
3	0.1以下	1以下	10以下	0.01 以下	

NOAEL(NOEL)及び LOAEL(LOEL)については、原則として投与期間 1 年以上の試験結果を用いた。なお、前回答申において 1 年未満等の試験結果を採用した物質については、引き続き当該試験結果を採用した。さらに、前回答申と同様に、WHO 水道水質ガイドライン、EPA 水質クライテリア及び日本の

水質汚濁にかかる環境基準値と要監視項目指針値を優先的な情報源としているが、十分信頼できる NOAEL等が確認された場合、これらの情報も採用した。

吸入慢性毒性

前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表 4 のとおりである。

クラス	吸入慢性毒性			
	大気基準		IRIS 等	
	(mg/m ³)	NOAEL(NOEL)	LOAEL(LOEL)	
		(mg/m ³)	(mg/m³)	
1	0.001 以下	0.1以下	1以下	
2	0.01 以下	1以下	10以下	
3	0.1以下	10以下	100以下	

表 4. 吸入慢性毒性の分類

NOAEL(NOEL)及び LOAEL(LOEL)については、原則として投与期間 1 年以上の試験結果を用いた。なお、前回答申において 1 年未満等の試験結果を採用した物質については、引き続き当該試験結果を採用した。さらに、前回答申と同様に、WHO 欧州地域事務局大気質ガイドライン及び日本の大気汚染に係る環境基準値を優先的な情報源としているが、十分信頼できる NOAEL 等が確認された場合、これらの情報も採用した。

作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性

前回答申の情報源を利用し、具体的にクラス1、2、3の判定に用いた情報は表5のとおりである。

クラス	ACGIH または日本産業衛生学会(急性毒性を除く)		
	TWA (mg/m³) (気体または蒸気)	TWA(mg/m³)(粒子状物質等)	
1	0.1 以下	0.01以下	
2	1以下	0.1 以下	
3	10以下	1以下	

表 5. 作業環境許容濃度の分類

急性毒性に該当するため除外する物質の選定基準を、眼、上部気道、下部気道、皮膚刺激等に症状が限定されるものとして明確化した。また、前回答申では急性と判断しなかったが、今回の合同会合での審議に際し情報を精査した上で急性と判断した物質については、当該データを採用しなかった。

ACGIH の TWA では、気体または蒸気は、ppm で決められているため、ppm 単位の許容濃度が設定されている物質を気体と判定した。

日本産業衛生学会の作業環境許容濃度では、気体/粒子の判定は、有機物質に関しては、蒸気圧が 0.01mmHg (1.3Pa) 以上で気体と判定した(ただし、テトラヒドロメチル無水フタル酸は、蒸気圧が 0.003mmHg であるが、ppm 単位の許容濃度が設定されているため気体と判定した)。無機物質に関しては、ppm 単位の許容濃度が設定されている物質を気体と判定した(ただし、水銀蒸気は、ppm 単位の許容濃度が設定されてないが、その名称から気体と判定した)。

ppm から mg/m³の換算は、ACGIH に記載されている次式に従って計算した。

1 気圧、25℃において、1ppm=(分子量/24.45) mg/m³

なお、石綿は ACGIH の TWA 及び日本産業衛生学会で ppm、mg/m³ で作業環境が規定されていないが、前回答申において、ACGIH で 0.1f/cc とされていることからクラス 2 と判定しており、今回の検討でもその判定を踏襲した。

生殖発生毒性

EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令において、EU リスク警句が R60~R63 に分類される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となる定量的データがある場合、判定に用いた。具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表6 のとおりである。なお、EU リスク警句 R64 は、前回答申と同様、判定には用いなかった。

以上より、生殖発生毒性の分類は表6のとおりである。

衣 0. 工作几 工 年 に ジ カ 規		
クラス EU リスク警句(根拠となる定量的データがある場合)		
	生殖機能を損なう	胎児に害を及ぼす
1	Repr.カテゴリー1 (R60)	Repr.カテゴリー1 (R61)
2	Repr.カテゴリー2 (R60)	Repr.カテゴリー2 (R61)
3	Repr.カテゴリー3 (R62)	Repr.カテゴリー3 (R63)

表 6. 生殖発生毒性の分類

感作性

日本産業衛生学会の気道感作性第1群及び第2群の物質をクラス1と判定した。また、EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令において、EU リスク警句が R42 に分類される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となるデータがある場合、クラス1と判定した。さらに、ACGIH の TLV 表中に SEN または Sensitization と表示される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となるデータがある場合、クラス1と判定した。

以上より、感作性の分類は表7のとおりである。

表 7. 感作性の分類

日本産業衛生学会の	ACGIH(根拠となるデータがあ	EU リスク警句 (根拠となるデー
気道感作性物質	る場合)	タがある場合)
第1群及び第2群	SEN、Sensitization 表示	R42 指定物質

生態毒性

OECD テストガイドライン(以下、「OECD TG」という。)に合致する試験結果が国際的に蓄積されてきたことを踏まえ、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源のうち、生物種、エンドポイント、ばく露時間等が OECD TG で基本とする条件に合致する試験結果のみを用いた。なお、前回答申時と同様に、ばく露時間等が OECD TG で基本とする条件に合致する試験結果がない場合には、ばく露時間が OECD TG より短い試験結果を引き続き用いた。具体的に判定に用いた試験結果の概要は表8のとおりである。

また、OECD TG の推奨種を用いているか、GLP の有無の確認の下、毒性ランクが同じであれば、毒性値の大小によらず、信頼性に関するより豊富な情報が得られているものを優先的に用いた。

なお、Priority 1、2の情報源の両方に試験結果がある場合には、毒性値の大小によらず、Priority 1の試験結果を優先的に採用した。

以上より、生態毒性の分類は表9のとおりである。

	急性 (L(E)C50)	慢性 (NOEC)
藻類	72 時間を基本とするが、それ以下も用	72 時間 (96 時間も対象としていたが、
	いた(OECD TG: 201 に基づく)	結果的になし)(OECD TG : 201 を参
		照して設定)
ミジンコ	48 時間を基本とするが、それ以下も用	21 日間を基本とするが、それ以下も用
※他の甲殻	いた(OECD TG: 202 に基づく)	いた(OECD TG: 211 に基づく)
類は不採用		
魚類	96 時間を基本とするが、それ以下も用	28日間を基本とするが、それ以外の時
	いた(OECD TG : 203 に基づく)	間の結果も用いた(14 日~180 日)
		(OECD TG: 204、210 を参照して設
		定) *

表8. 生態毒性の判定に用いた試験結果の概要

[※] 魚類の慢性毒性については、OECD TG がないため、判定に用いる試験結果は、試験時間に幅を持たせて判定に用いた。

文·工态母生2/7/次			
クラス	NOEC	L(E)C ₅₀	EUリスク警句(根拠となる
			データがある場合)
1	0.1 mg/l 以下	1 mg/l以下	R50
2	1 mg/l 以下	10 mg/l 以下	R61

表 9. 生態毒性の分類

難水溶性物質(水溶解度が目安として概ね 1 mg/L以下の物質)については、毒性値と水溶解度との比が概ね 3 倍程度を超える試験結果は、信頼性に懸念があると考えられることから、判定に用いなかった。また、界面活性作用のある分散剤、乳化剤を使用した試験結果は、助剤の影響が懸念されるため、判定に用いなかった。ただし、前回答申時と同様に、水混和性溶剤を使用した試験結果は OECD TG で使用が認められているため、引き続き判定に用いた。このほか、水溶解度の試験結果は実測値を用いるものとし、実測値がない場合には、溶解度の目安として推定値を参照した。

揮発性物質については、難水溶性物質と同様に、毒性値と水溶解度との比が概ね3倍程度を超える試験結果は、信頼性に懸念があると考えられ、判定に用いなかった。また、揮発性物質のうち明らかに環境中に継続して存することはないと判断される物質はクラス外とした。

加水分解・光分解及び生分解性物質(半減期が目安として概ね1日以下(25℃、pH=7)の物質)については、前回答申時と同様に、分解性物質について、分解生成物の毒性が選定基準に合致しない場合は対象外とした。また、前回答申時と同様に、試験結果について、親物質又は分解生成物のどちらの毒性による影響であるかを確認し、分解生成物の毒性である場合には、親物質そのものの毒性ではなく加水分解生成物によるものであることを明確にし、親化合物を対象物質とした。

オゾン層破壊物質

モントリオール議定書の規定に即して国際的に合意されたオゾン層破壊物質を対象物質とした。

2.「相当広範な地域の環境での(将来の)継続的な存在」についての判断基準

一般環境での検出状況による判断基準は、前回答申と同様に一定の枠組みの中で管理されて行われているモニタリングデータを用いるものとし、引き続き「化学物質環境汚染実態調査」等を用いた。なお、 <u>モニタリングの検出媒体(水質、大気、底質等)と、当該物質の有害性情報のエンドポイントが一致していない場合、当該モニタリング結果は判定に用いなかった</u>。具体的には、大気で検出されているがエンドポイントが経口慢性毒性又は生態毒性のみとなっている物質について、モニタリング結果は判定に用いなかった。

製造・輸入量による判断基準は、前回答申と同様に、公式統計や経済産業省の調査等を用いて第一種 指定化学物質及び第二種指定化学物質を判定した。

<参考:前回答申の選定方法の詳細からの補正事項>

	前回答申での選定方法	今回の見直しにおける選定方法
発がん	クラス1はEPAでA、NTPで1を、クラ	EPA、NTP におけるクラスの記載方法の変更に
性	ス2は EPA で B1、B2、NTP で 2 を判定	伴い、クラス 1 に EPA の CaH、K を追加し、NTP
	に用いた。	の 1 を K に修正した。また、クラス 2 に EPA の
		Lを追加し、NTPの2をRに修正した。
変異原	表2の(5)に該当したものを、in vivo 試	in vivo 試験が陰性の場合は、表2の(5)に該当
性	験結果と無関係にすべてクラス1と判定	してもクラス外とした。
	した。	
経口慢		(前回答申で記載していない事項の明確化)
性毒性		NOAEL(NOEL)及びLOAEL(LOEL)について
		は、原則として投与期間1年以上の試験結果を用
		いた。
吸入慢		(前回答申で記載していない事項の明確化)
性毒性		NOAEL(NOEL)及び LOAEL(LOEL)について
		は、原則として投与期間1年以上の試験結果を用
		いた。
作業環		(前回答申で記載していない事項の明確化)
境許容		急性毒性に該当するため除外する物質の選定基
濃度か		準を、眼、上部気道、下部気道、皮膚刺激等に症
ら得ら		状が限定されるものとして明確化した。
れる吸		
入慢性		
毒性		
生態毒	生物種、エンドポイント、ばく露時間等が	OECD TG に合致する試験結果が国際的に蓄積さ
性	OECD 以外のテストガイドラインに合致	れてきたことを踏まえ、生物種、エンドポイント、
	する試験結果も採用した。	ばく露時間等が OECD TG に合致する試験結果
		のみを用いた。
一般環	モニタリングの検出媒体(水質、大気、底	モニタリングの検出媒体と、当該物質の有害性情
境での	質等)と当該物質の有害性情報のエンドポ	報のエンドポイントが一致していない場合、当該
検出状	イントの合致については確認していない。	モニタリング結果は判定に用いなかった。
況によ		
る判断		
基準		